

各指定給水装置工事事業者 様

坂戸、鶴ヶ島水道企業団  
企業長 齊 藤 芳 久  
(公 印 省 略)

水道法の一部改正に伴う指定給水装置工事事業者制度の更新制導入について（通知）

日頃より、坂戸市及び鶴ヶ島市管内における水道行政の推進にご理解、ご協力賜りありがとうございます。

さて、水道法の一部が改正されたことに伴い、令和元年10月1日より指定の更新制が導入されることとなりました。この改正法により、指定の有効期間が従来の無期限から5年間となることから、指定給水装置工事事業者各位におかれましては、有効期間内での更新手続きが必要となります。また、指定有効期限につきましては、政令等の規定に基づき、従前の制度で指定を受けた日によって異なり、下記のとおりとなりますので、ご注意ください。

なお、更新手続きの詳細等につきましては、改めて令和2年4月上旬に企業団から全事業者へダイレクトメールにより通知します。

記

1 指定有効期限等

指定年月日	指定有効期限	更新申請の受付期間 <sup>※</sup>
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和2年9月29日	令和2年6月1日～令和2年8月31日
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和3年9月29日	令和3年6月1日～令和3年8月31日
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日	令和4年6月1日～令和4年8月31日
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日	令和5年6月1日～令和5年8月31日
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6年9月29日	令和6年6月1日～令和6年8月31日

※当企業団では、上表のとおり、更新有効期限の属する年度の6月1日から8月31日まで（閉庁日を除く。）を更新申請の受付期間とします。受付期間の設定は、水道事業者ごとに異なりますのでご注意ください。

2 更新申請に必要な提出書類 ※様式については、企業団ホームページに掲載する予定です。

- 指定更新申請書類チェック表
  - 指定給水装置工事事業者指定申請書
  - 給水装置工事主任技術者免状（写し）
  - 誓約書
  - 機械器具調書
  - 機械器具の写真
  - 定款（写し）※法人
  - 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（原本）※法人
  - 住民票（写し）※個人
  - 事業所の案内図
  - 事業所の写真
  - 指定給水装置工事事業者証（原本）
  - 指定更新時確認4項目の書類（指定様式に必要書類を添付）
- ↓
- 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
  - 業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等について）
  - 給水装置工事主任技術者の研修受講状況
  - 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

3 指定更新手数料（坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業給水条例第31条）

10,000円

問合せ先

坂戸、鶴ヶ島水道企業団  
給水課給水担当

049-283-1954